

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 12月号 (No.217)

2021年12月24日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

経営懇役員リレーエッセイ

財布を拾って届けたら。

先日のことである。自転車を止めて駅前の本屋に入ろうとすると隣の自転車のかごに“財布”が入っているではないか。周りを見渡しても落とし物を探している人はおらず、どうしようかと迷った。もちろん交番に届けるか、放っておくかである。持ち主がすぐに気づいて来るかと思いつつも駅前なので人通りは多かった。私も何度か財布を落として、交番に届けてもらい助かったことがあった。出てこず困ったこともあった。そんな思いもあり届けることにした。交番までは自転車で10分ほどだった。

おまわりさんに事情を説明すると、落とし物の手続きをするのでもなかった。おまわりさんは、渋い顔つきで「自転車からねー」と繰り返し、他のおまわりさんと相談しはじめた。

どうやら窃盗にあたるらしい。これにはまいった。良かれと思い持ってきたが、「自転車のかごに戻してきます」というと「それも困ります」という。誰かにとられる恐れもあるところに置くのはまずらしい。

困ったおまわりさんは、「その本屋に落とした人はいませんかと聞かれましたか」という。「そんなもん、駅でいくつも店があり、おまけに駅なので、落とし主が電車に乗っているかもしれない。私が、財布を触らずに自転車のかごを見ながら落とし主を探せというのか」と腹が立ち少し？キレた。このところ年を取ってガンコ爺になってきたのか、すぐ口調が荒くなる。

結局、おまわりさんが「身分もわかるものも入っているので落とし主に連絡します」とのこ

大阪・(福)あおば福祉会 岡 千加雄

とだった。私のことは、善意で届け出てくれたことは、理解できるが、法律上は道に落ちていないので難しいところだという。今回、そのことを知らなかったので無罪放免となった。帰りに「もう今後、自転車に財布が入っていても放っておきます」というと「それは困りますねー」という。「じゃあどうするねん」と大阪弁でつつこんでしまった。「今回は拾得物扱いとしますので、お礼の方はどうされますか」と聞くので「それはなしで」とむしゃくしゃしながら答えると「落とし主さんも拾ってもらって喜ばれると思いますよ」とおまわりさんからフォローされた。なんだか釈然としない1日であった。

後日、落とし主の学生さんから手紙が来た。「電車に乗り出かけたが、途中で財布がないことに気づき気が気でなく、でも用事があり困っていました。家族から電話があり交番に届けられていると聞きほっとしました。」と書いてあった。「お金もそのまま入っていてうれしかったですが、免許証とかカードがそのままなのがうれしかったです。悪意に使われていたり、再申請の手続きなどのことを考えると本当に助かりました。家族にもカゴに財布を入れるかといじられ、届けてくださったので笑い話になりました。」とお礼が書かれていた。私も学生さんの率直なお礼に心が軽やかになり、逆に心が洗われた気分だった。この学生さんのおかげでハッピーエンドとなった。



保育をめぐる情勢

●こども家庭庁創設の動き／保育の課題は改善されるのか！？

2021年12月2日、政府は、こども庁の創設に向けて、基本方針原案を発表しました。

こども庁創設に向けた有識者会議

創設に向けては、「こども政策の推進に係る有識者会議」が、11月29日に報告書を公表しています。

報告書では、「今こそ、こども政策を強力に推進することによって少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどもの well-being を高めること」で「社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である」とし、「こども政策を、政府の最重要課題として強力に推進すべきである」としています。また、今後のこども政策の基本理念として、「こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案」を行ない、「こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、政府や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援」が重要としています。

こうした理念にもとづき、法律の制定や、こども政策を監視・評価し省庁への勧告を行なえるような機能の検討、財源や人員体制の確保が必要不可欠としています。

報告書を受けて、こども庁創設の基本方針原案が2021年12月2日に示されたのです。

保育はこども庁へ移管

基本方針によれば、こども庁は、内閣総理大臣直属で、内閣府の外局として設けます。各省庁に分かれている子ども関連施策を一元的に所管するとして、保育を担当していた内閣府子ど

も・子育て本部と厚生労働省子ども家庭局が廃止され、こども庁に移管されます。

こども庁は、就学前のすべての子どもと保護者に対する支援に関する事務を担い、幼稚園・保育所・認定こども園の3施設と家庭・地域も含めて政府としてのとりくみを主導するとしているのですが、一方で教育はこれまで通り文部科学省が担います。そうすると、両省庁が幼稚園に関わることとなりますが、その具体的な分担等は不明です。現時点では、両省庁が密接に連携する、と書かれているのみです。

今後、基本方針を閣議決定し、次期通常国会（2022年1月開会予定）に法律案を提出、2023年度のできる限り早い時期に創設、というスケジュールが示されています。こども庁がその政策を推進するための財源は今後の検討とされ、基本方針では示されていません。

その後、12月14日には、政府がこども庁の名称を「こども家庭庁」とする方向で検討するとの報道がされています。

子ども政策は前進するのか？

子どもに関わる様々な課題が、こども家庭庁創設で具体的に改善するかどうか、現時点では不明です。

保育について言えば、児童福祉法をこども庁へ移管する案も示されています。そうすると、児童福祉が、福祉分野を所管している厚労省から切りはなされることとなります。保育制度への影響も懸念されます。今後の動きを注意深く見ていく必要があります。

*こども庁関連の資料・解説は、月刊『保育情報』1月号に掲載されます。ぜひお読みください。

●子ども・子育て会議、公定価格の取り扱い示す

2021年11月26日に、2021年度の第1次補正予算が閣議決定されました。その内容に基づき、子ども・子育て会議で公定価格の取り扱いが示されました。

当面の「9,000円賃上げ」は補助金で

岸田内閣が掲げてきた賃金アップは、経済対策として「保育士等処遇改善臨時特例交付金」事業となっています（下図参照）。収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるために必要な経費を国が10/10負担で補助するもので、2022年2月～9月までの措置です。10月以降は公定価格の見直しで対応するとされ、2022年度予算編成過程で検討する、としています。

保育所以外に、放課後児童クラブや私学助成で対応する幼稚園の職員等も対象とされています。しかし、保育所でもすべての職員が対象となるわけではなく、一時保育など補助事業の職員は対象外です。また、公定価格上手当されて

いる職員分が対象のため、対象外の職員への配分については、「柔軟な運用を認める方針」と書かれています。このことから、職員一人ひとりが3%の賃上げにはならないことが国の文書でも示されている、と言えます。具体的な事務手続きは今後示されますが、自治体・施設ともに2月実施に向け対応に追われそうです。

人勤に連動した引下げ、減額分を補填！？

人勤引下げ勧告への対応は、来年度からとなりました。しかし、公定価格を減額すると賃上げ分を相殺することになってしまうため、減額分をカバーする何らかの措置を行なうことが示されています。補正予算で措置するとしていますが（別紙資料参照）、12月15日時点で具体的には明らかにされていません。

現場の声が動かした！さらなる拡充の声を！

コロナ禍でエッセンシャルワークとして認識された保育・福祉分野ですが、賃金や待遇は不十分です。現場からの声や様々な団体の運動もあって、課題が可視化され、衆議院選挙でも争

保育士等処遇改善臨時特例交付金		令和3年度補正予算案: 899億円
事業目的		
○ 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる教育・保育現場等の最前線において働く方々の収入の引上げを図る。		
事業概要		
○ 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（※）を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を市町村等に交付する。		
※ 保育所・幼稚園・認定こども園等において、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める方針。		
※ 今回の補正予算による措置は、令和4年9月までの措置。令和4年10月以降は、予算編成過程で検討。		
○ 具体的な事業スキームについては、今後、各市町村等や関係団体と調整する予定。		
実施主体等		
国	交付金の交付 補助率(10/10) ← 交付申請	市町村等
	支給 ← 交付金の申請	保育所等・放課後児童クラブ
<small>※補助金交付事務について都道府県の同意を得て事務委任を行うことを予定</small>		

点となり、今回の賃上げの実現につながったことは、職員や保護者とも共有したい点です。しかし、改善内容はまだまだ不十分であり、この程度では保育士不足の解決や保育の質向上にはつながらない、抜本的な職員配置基準の改善や賃金の底上げが必要であることを引き続き訴えていくことが必要です。

経営懇としては、9月の厚労省懇談に続き、2022年1月に厚労省・内閣府懇談を予定しています（要望書は別紙）。また、経営懇も参加する全国保育団体連絡会等が中心になって取り組んでいる国会請願署名運動では、2022年2月24日に国会要請行動を予定しています。各地域でも署名活動や、地元議員との懇談、自治体との懇談等、とりくみましょう。

お知らせ

●経営研究セミナー 録画配信を希望する場合 も事前にお申込下さい!!

第41回セミナー開催日程・開催方法

日時：2022年1月10～11日（月～火）

開催方法：オンライン（Zoom）と対面

★分科会以外は録画配信を予定（セミナー終了後10日間程度）。ただし、事前申込者に限るため、必ずお申込み下さい。

★セミナー資料は1月6日頃到着予定。資料が届かない場合は、ご連絡ください。

●年末年始の事務所

年内は、12月28日まで事務所業務を行っています。12月29日～1月4日は休業します。

セミナーのお問い合わせ等は、なるべく年内にお願いします。

セミナー参加者に聞いてみた

忘れられない、 あの一食!

「ムツ」という白身魚があります。煮つけにしてきれいに食べた後、その煮汁と残った骨にお湯をかけ、その汁を飲み干します。それを、「医者いらず」とよんで、祖母がうれしそうに飲んでいました。

食糧の少ない時代に、まさに、「骨の髄」まで食べていたのだと思います。

（京都・理事長・60代）

【経営懇・活動日誌】12月

- 12月5日（日）第54回研集会全国実行委員会。54回研は2022年8月20～21日。
- 12月6日（月）役員会。セミナーに向けて分科会の開催方法等論議。
- 12月7日（火）調査研究部会。
- 12月9～10日（木～金）社会福祉経営全国会議第1回研究交流会 in 兵庫
- 12月13日（月）経営研究セミナーの会場下見（愛知の役員、小西さん・柴田さんと事務局・旅行社）。会場や配信方法等を確認。
- 12月20日（月）セミナー申し込み締切 <12月28日 セミナー資料発送（予定）>

同封資料

①補正予算の資料

12月8日子ども・子育て会議資料から抜粋。

②経営懇要望書

すでに厚労省・内閣府に提出しました。1月末に懇談します。

③保育プラザグッズのご案内

新年度のご挨拶や記念品等にご利用下さい。経営懇事務所がある保育プラザの維持管理を応援するグッズです。